

# 一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成28年 春夏号

平成28年度の全国安全週間のスローガンは

「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険

みんなで見つける 安全管理」 です！

7月1日から7日までが安全週間、6月1日から30日までが準備期間です。



## ☆梅雨の季節となりました。・・作業前の足元の準備は万端ですか？

梅雨時期だけに限りませんが、濡れた道路、作業場、作業廻りの足元に十分ご注意ください。足場の確認、安全靴の確認しっかりと！慣れている現場でも油断は禁物です。安全週間の時期でもありますし、いつも以上に気を引き締めて活躍して下さい！

足元と言えば・・骨が弱くなってはいませんか？この時季ですと、きくらはげはどうでしょう♥ビタミンDが豊富で、骨軟化症などの防止にも一役かっています。「ごぼうときくらのゴマダシ和え」や、「豚肉ときくらの炒め物卵あんかけ」・・さっぱりと「梅ソースできくらげときゅうりの酢の物」なども、ビールと合うのではないのでしょうか♥夏に向けての夏バテ防止対策としても、お勧めです。ぜひ、こりこりの触感を楽しんでください！

### ◆労災豆知識（一人親方さん用）

### 特定健康診断について ①

#### \*塗装工事を行っています。加入時に特定健康診断があると聞いたのですが・・？

・最近では水性の塗装工事もあるとの事で、すべての塗装工事をされている方が対象ではありませんが、「特定の有機溶剤を通算して6か月以上使用している場合」には、加入時に「有機溶剤中毒健康診断」という、国の指定の健康診断を受診しなければなりません。

特定健康診断の受診が加入条件となる一人親方さんは、その受診を済ませてしまわなければ、きちんと「加入」したことにはなりません。受診して、国から本承認の決定通知書が届いて初めて、加入した時の「加入年月日」に遡って、加入していた事になります。

- ・どのような有機溶剤を使用していたら・・なのかは、加入される時に、資料チェックシートをお渡ししますので、確認していただけます。
- ・対象者の方は、必ず特定健康診断を受診してしまわないと、本承認とならず最初から未加入だった事になってしまいます。
- ・有機溶剤使用を申告せず健康診断を受けずに加入された場合、将来有機溶剤を原因とした業務上の病気を発症したとしても、労災治療の対象外になってしまいますので、加入時にはきちんと申告をお願いします。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局  
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>